

浜松都市計画都市再生特別地区の変更（浜松市決定）

浜松都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種 類	面積 (ha)	建築物 その他 の工作 物の誘 導すべ き用途	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物 の建ぺ い率の 最高限 度 (注1)	建築物の 建築面積 の最低限 度	建築物 の高さ の最高 限度	壁面の 位置の 制限	備考	
都市再生 特別地区 (浜松駅 前旭・砂 山地区)	北地区	約 0.5ha	—	125/10 以下	60/10 以上	8/10 以下	1,700 m ² 以上	70m 以下	建築物 の一階 部分の 外壁又 はこれ に代わ る柱は 計画図 に示す 壁面線 を越え て建築 しては ならな い。 (注2)	—
	中地区	約 0.2ha	—	60/10 以下	15/10 以上	8/10 以下	1,200 m ² 以上	35m 以下		—
	南地区	約 0.9ha	—	65/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	2,300 m ² 以上	50m 以下		—
	計	約 1.6ha	—	—	—	—	—	—		—
計	約 1.6ha	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注1) ただし、建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。又、第5項第1号に該当する建築物にあっては、建ぺい率の最高限度は適用しない。

(注2) ただし、浜松市中区砂山町320-2の敷地の柱については、この限りでない。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成21年5月25日浜松市告示第295号の計画図表示のとおり」